

開業資金等の調達をお手伝いします

「経営者保証不要」の取扱いが可能になりました。

※スタートアップ創出促進保証制度をご利用いただく必要があります。

創業保証のご案内

信用保証協会では、新たに事業を開始しようとする方、
事業開始後間もない方の事業の実施に必要な
資金の円滑化を図ることを目的とした『創業関連保証』
『スタートアップ創出促進保証制度』をご用意しております。

保証限度額
3,500万円

信用
保証料率

創業関連保証…年 **0.86%**
スタートアップ創出
促進保証制度…年 **1.06%**

※お客様の定性要因により更に割引となる場合があります。



創業保証について

| 資格要件 | 創業関連保証 | スタートアップ創出促進保証制度(SSS保証) |
|------|---|--|
| | 個人事業主 | |
| | 次の①～②のいずれかに該当する方が対象となります。 ① 現在、事業を営んでいない個人であって、1ヵ月以内(※1)に個人で事業を開始しようとする具体的な計画を有する方。 ② 事業開始後5年未満である個人。(当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかった個人に限る) | 対象外となります。 |
| | 法 人 | |
| | 次の①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。 ① 現在、事業を営んでいない個人であって、2ヵ月以内(※1)に会社を設立しようとする具体的な計画を有する方。 ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後5年未満の会社。 ③ 事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始した後に、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継して設立された会社。(創業者である個人事業主が設立し、かつ個人事業主として事業を開始した日から起算して5年未満の会社に限る) ④ 親会社が新たに子会社を設立し、当該子会社が事業を行おうとする具体的な計画を有する親会社。(いわゆる分社化) ⑤ ④により設立された子会社で、設立後5年未満である会社。 | |
| | 保証限度額 | 3,500万円 |
| | 資金使途 | 事業資金 |
| | 保証期間 | 10年以内(据置期間1年以内) 10年以内(据置期間1年または3年以内)※2 |
| | 返済方法 | 原則として均等分割返済 |
| | 融資利率 | 金融機関所定 ※3 |
| | 担保 | 不要 |
| | 保証人 | 原則として法人代表者のみ 不要 |
| | 自己資金要件 | なし 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること |
| | 信用保証料率 | 年0.86% ※4 年1.06% ※4 |

※1 市町村長から、認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた方は、計画期間が6ヵ月以内に拡大されます。

※2 申込金融機関において本保証協会付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込時にプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能です。なお、プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

※3 北海道・市町村融資制度を適用する場合は、当該融資制度の定めによります。

※4 その他、お客様の定性要因により信用保証料率が更に割引となる場合があります。

スタートアップ創出促進保証制度をご利用される際の留意点

- 会社を設立してから原則3年目および5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(※1)を申込金融機関に提出する必要があります。
- 信用保証協会所定の申込書類のほか「創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)」(※2)が必要となります。
- スタートアップ創出促進保証制度の専用受け皿となっている地方公共団体融資制度に限り、スタートアップ創出促進保証制度と地方公共団体融資制度との併用が可能です。

※1 「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」は中小企業庁のHPからダウンロードできます。

※2 「創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)」は北海道信用保証協会のHPからダウンロードできます。

信用保証料率について

すでに事業を開始されている方がご利用いただけける一般保証と比較して、創業関連保証は信用保証料率が一律で年0.86%、経営者保証不要であるスタートアップ創出促進保証制度は一律で年1.06%であることが特徴の一つです。

一般保証の場合は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により算出された評点に応じて9段階の信用保証料率を定めており、また事業開始後最初の事業年度の決算書がない方(第1期決算期が未到来の方)の信用保証料率は年1.15%~1.35%となります。

| | 一般保証 | 創業関連保証 | スタートアップ創出促進保証制度 |
|----------|--|--------|-----------------|
| 信用保証料率※1 | 年0.45%~2.20% (決算期末到来の場合 年1.15%~1.35%) | 年0.86% | 年1.06% |
| 保証限度額 | 無担保 8,000万円※2 | | 3,500万円 |

※1 その他、お客様の定性要因により信用保証料率が更に割引となる場合があります。

※2 無担保保証については、一般保証、創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度、創業等関連保証(令和3年8月2日付で廃止)の保証残高を合算して8,000万円以内となります。

創業相談時の必要書類

創業相談時には、事業計画の妥当性を判断させていただくとともに、お客様のご経歴や自己資金等の資産背景なども同様に重視しています。基本的な必要書類は次のとおりです。

1 創業計画書

信用保証協会にて所定の様式を用意しています。

2 開業届(個人)

開業前の方は開業後にご提出いただくことになります。

3 履歴事項全部証明書(法人)

4 定款(法人)

会社設立時に作成したもの(原始定款)が必要です。

5 事業に必要な許認可

許認可を要する業種を開業する場合は、原則事業開始前に許認可の取得が必要です。

6 自己資金を確認できる書類

事業に充てる予定の預貯金等の確認のために必要となります。

創業に向けた準備としてどれだけの蓄えをされたのかを形成過程を含め確認させていただく場合もあります。

自己資金については、預貯金、有価証券、敷金および入居保証金、申込前に導入した当該事業用設備、会社設立予定の場合は資本金などとなります。

創業計画段階の方、または税務申告1期末終了であって売上高の計上がない方が、スタートアップ創出促進保証制度をご利用される場合は、以下書類①～⑦にて自己資金を確認させていただきます。

①普通預金にあっては、預金通帳(照合表)等預金残高推移がわかるもの。

②定期預金にあっては、預入日、満期日が表示された証書および預金残高推移がわかるもの。

③有価証券にあっては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの。

④敷金および入居保証金にあっては、賃貸借契約書、預り証等の差入金額の確認ができるもの。

⑤申込前に導入した当該事業用設備にあっては、領収証等当該事業用設備導入のために支出した金額の確認ができるもの。

⑥資本金または出資金にあっては、株式払込金保管証明書または出資払込金保管証明書の写し。

⑦上記①～⑥に掲げる自己資金以外の自己資金については、当該金額が確認できる客観的証明書類。

7 設備見積書等

導入する設備の内容を確認するために必要となります。

8 不動産賃貸借契約書

賃借物件で事業を開始する場合は、物件を特定していただくために必要となります。契約締結前である場合は、ひな型等が必要です。

9 その他

審査のために、他の書類が必要になる場合があります。

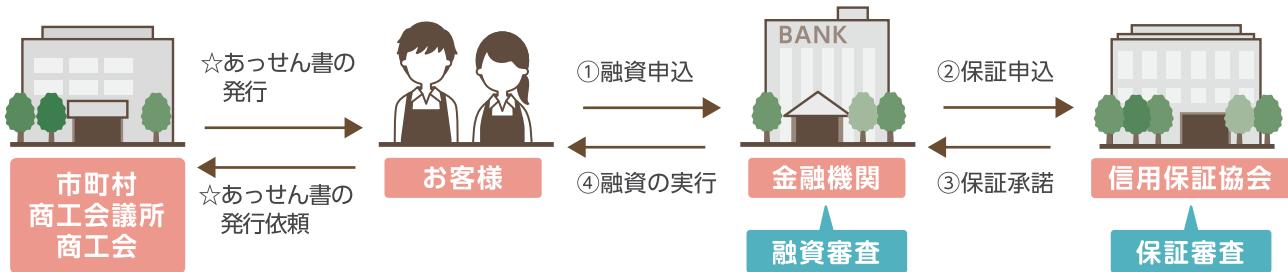
※上記書類に加えて、認定特定創業支援等事業で創業を行う場合は、市町村長の証明書(写)の添付が必要になります。

保証申込手続き

申込書類は金融機関窓口にご用意しております。融資希望金融機関を通じて保証申込をいただき、保証審査を行います。

※審査の過程において、事務所や店舗等を訪問させていただく場合があります。

また、道制度等の融資制度をご利用の場合は、別途あっせん書の発行申請手続きが必要です。



創業支援への取組み

北海道信用保証協会では、創業支援部署として「企業支援課」を設置し、創業支援への一層の充実に努めております。お客様により親しみやすくご相談いただくため「創業・経営支援チーム」という愛称で、創業に関する相談、創業計画書の作成アドバイス、金融支援後の専門家派遣(無料)の実施など、創業に関するご支援をさせていただいております。

また、当協会HPやSNS、創業情報誌「BSTJ」、YouTubeチャンネル「オーエンチャンネル」、広報誌などで、創業されたお客様の情報や創業・経営支援に関する様々な情報を発信しています。

この他にも、外部の中小企業支援機関に相談員を派遣し、創業等に関する相談対応を行うとともに関係機関との連携を図っています。

Facebook

LINE公式
アカウント

創業情報誌
BSTJ

オーエン
チャンネル

創業者紹介



お問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご照会ください

お体の不自由なお客様へ

ご来店時は職員がお手伝いいたしますので、事前にご連絡ください。

●本 店 札幌市中央区大通西14丁目1番地 (代表)TEL 011-241-2231 FAX 011-221-1085
企業支援課:TEL 011-241-5605 FAX 011-221-1089 経営金融相談専用ダイヤル: ☎ 0120-279-540

●函館支店 函館市大森町24番1号 TEL 0138-23-8425 FAX 0138-23-8471

●帯広支店 帯広市西3条南6丁目18番地2 TEL 0155-24-3658 FAX 0155-24-3661

●北見支店 北見市北8条東1丁目3番地 TEL 0157-24-5196 FAX 0157-24-5191

●小樽支店 小樽市稲穂2丁目22番1号(小樽経済センター2階) TEL 0134-22-5188 FAX 0134-22-5918

●旭川支店 旭川市7条通13丁目59番地2 TEL 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649

●釧路支店 釧路市黒金町6丁目1番地 TEL 0154-23-1361 FAX 0154-23-1364

●室蘭支店 室蘭市東町4丁目29番1号(室蘭市中小企業センター3階) TEL 0143-45-6001 FAX 0143-45-7818

●滝川支店 滝川市大町2丁目5番32号 TEL 0125-23-1201 FAX 0125-22-1360

●苫小牧支店 苫小牧市表町1丁目1番13号(苫小牧経済センタービル2階) TEL 0144-33-1751 FAX 0144-32-3915